

免税事業者限定！インボイス対策勉強会！

～電子帳簿保存法(R6年1月義務化)についてもご説明します～

対象となる事業者

免税事業者の企業・個人事業主

※免税事業者とは消費税申告&納付が免除されている事業者です
前々年度の課税売上高が1,000万円以下の事業者等が該当します

■日時：令和5年12月15日（金）13：30～15：00

■会場：群馬産業技術センター 2階 ミーティングルーム1
前橋市亀里884-1

■参加費：無料

■定員：先着5名

■対象：中小企業経営者及び経理担当者の皆さま

■講師：よろず支援拠点コーディネーター
松本 拓海（税理士）

■内容

1. 最近のインボイスの動向
2. 免税事業者との取引交渉
3. 電子帳簿保存法について

【お申込みは、下記の必要事項をご記入いただき、FAXをお願いします。】

申込FAX：027-265-5075

社名（業種）	(士業、コンサルタントの方の参加はご遠慮ください) (業種：)
住所	〒 ()
氏名・電話番号	(電話番号：)
E-mail	@
どちらでお知りになりましたか。	よろずHP・メルマガ・機構HP・DM・その他 ()

●参加希望者定員になり次第締め切ります。

●この申込用紙にご記入いただく個人情報は、当機構が定める個人情報保護の基本方針に則って厳重に管理し、事業のご案内アンケート調査等に利用させていただきます。
官公庁以外に第三者提供はいたしません。